

# 遺産分割調停の手続について

大阪家庭裁判所 家事第3部遺産分割係

## 1 遺産分割調停とは？

遺産分割は、遺言書により遺産の取得者が決まっている場合などを除き、原則として法定相続人間の協議によりなされますが、相続人間の協議による遺産分割が困難な場合には、家庭裁判所に遺産分割調停を申し立てることができます。

調停は、あくまで当事者が主体的に話し合う場であり、調停委員会が申立人と相手方の主張を聴きながら、誰にどの遺産をどれだけ分けるのかを合意できるように話し合いを促す手続きです。

遺産分割調停の申立てがあると、原則として、家庭裁判所は、裁判官と民間から選ばれた調停委員（2名以上）とで調停委員会を構成し、調停期日を決めて調停を進めることとなります。

（手続の大まかな流れについては、末尾の「遺産分割手続の流れについて」を参考にしてください。）

※紛争性の低い事案などは、裁判官の判断により、調停期日が開かれないこともあります。

なお、遺産分割調停では、基本的に相続人全員と同時に話し合いをするのではなく、時間を分けて当事者それぞれの話を、調停委員が聴くこととなります。

また、調停は非公開で、関係者の秘密が調停委員等から外部に漏れることはありませんので、ご安心ください。

## 2 申立ての流れ

### ① 申立人、相手方について

申立てをする側が「申立人」となります。遺産分割調停は、すべての相続人や包括受遺者（遺言書で「3分の1」のように割合を示して遺産を与えられた者）が当事者となる必要があるため、「申立人」以外の相続人が「相手方」となります。1人が申立人となることもできますし、複数名が申立人となることもできます。

なお、申立人、相手方どちらになっても、有利になったり、不利になったりすることはありません。

### ② 申立先（管轄）について

各地に家庭裁判所がありますが、それぞれ担当する地域が決まっており、それを「管轄」といいます。調停は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てる必要があります。また、申立人と相手方全員の合意により、相手方の住所地を管轄する裁判所と異なる裁判所へ申し立てることもできます。

また、管轄がない裁判所に申し立てられた場合、裁判官の判断により、管轄のある裁判所に事件を送ることがあります。

### ③ 申立てに必要な書類について

申立書、当事者目録、遺産目録、相続関係図などに記入し、管轄のある裁判所に提出することになります。詳しくは遺産分割申立必要書類一覧表をご覧ください。

### ④ 費用について

被相続人1人あたり収入印紙1,200円が必要です。

また、別途、郵便料も必要になります。詳しくは、遺産分割申立必要書類一覧表をご覧ください。

## 3 遺産分割調停における留意点について

### ① 事前協議はしましたか？

遺産分割は、裁判所を利用することなく、相続人間の協議ですることができますので、調停を申立てる前に遺産分割についての協議をしてください。相続人間の協議が調わないときは、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。相続人間で事前に遺産分割協議をすることで、合意できなかった点が明らかになり、調停の進行もスムーズになります。

### ② 相続人の範囲は確定していますか？

遺産分割調停では、相続人全員の参加が必要です。そのため、申立人は、戸籍などで相続人を確認する必要があります。（大阪家庭裁判所では、申立時に、登記官による認証文付き「法定相続情報一覧図の写し」の提出をお願いしています。相続人を確定する戸籍が揃ったら、「法定相続情報一覧図」を作成し、法務局に申出をしてください。「法定相続情報証明制度」については、法務局のホームページをご確認ください。）

戸籍上では相続人であっても、その前提となる養子縁組の有効性などについて争いがあるケースでは、遺産分割手続の前に、その身分関係について人事訴訟などで先に解決を図るべき場合があります。

### ③ 相続人の中で、行方不明や生死不明の方がいませんか？

戸籍や住民票などで調査をしても行方が分からない場合、「不在者財産管理人」を家庭裁判所で選任していただくこととなります。

※7年以上生死が分からないときには、不在者を死亡したものとみなす「失踪宣告」という制度もあります。

#### ④ 相続人の中に、未成年者や判断能力に疑いのある人がいませんか？

相続人の中に未成年者がいる場合は、その未成年者本人に代わって親権者などが法定代理人として調停に参加することになります。

ただし、親権者も、同じく相続人である場合には、未成年者の利益を保護するために、家庭裁判所で「特別代理人」の選任をする必要があります（親権者自身が相続人ではなくとも、相続人である複数の未成年者の親権者である場合も、同様の手続が必要です。）。

また、認知症などで判断能力に疑いがある人には、「後見等開始の申立て」を家庭裁判所ですることになります。

#### ⑤ 相続人の中に、相続放棄をした人がいませんか？

相続人の中に、家庭裁判所で相続放棄の申述が受理された人がいる場合、その人は初めから相続人とならなかったものとみなされますので、調停の当事者にはなりません。

#### ⑥ 遺産分割協議書や遺言がすでにありませんか？

遺産分割調停は、まだ分けられずに残っている遺産について、分割をすすめていく手続です。そのため、すでに遺産分割協議が済んだ遺産は、遺産分割調停では取り扱うことができません。遺言で取得者が決められている遺産も同様です。ただし、相続人全員の合意があれば、遺言と異なる分割をすることもできます。

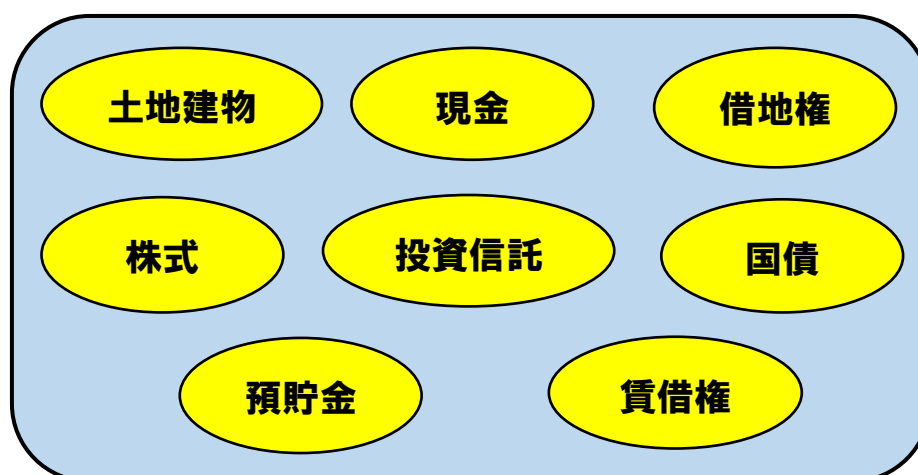
遺言書や遺産分割協議書の有効性が争われているケースでは、遺産分割調停ではなく、先に民事訴訟で解決を図るべき場合があります。また、遺言によって、自らの遺留分を侵害されたと主張する場合にも、遺産分割調停ではなく、「遺留分侵害額(減殺)請求」の調停をすることになります。

なお、遺言や遺産分割協議で取得者が決まっていない遺産については、遺産分割調停を行うことができます。

## ⑦ 遺産の範囲に争いがありませんか？

遺産分割調停の対象となる遺産は、被相続人の所有や名義で、今も残っている遺産です。分割対象の遺産の一例が、図1となります。（なお、「審判」については、「5 調停で話し合いがつかなかったら」もご覧ください。）

**図1** 調停でも審判でも当然扱うことができます。

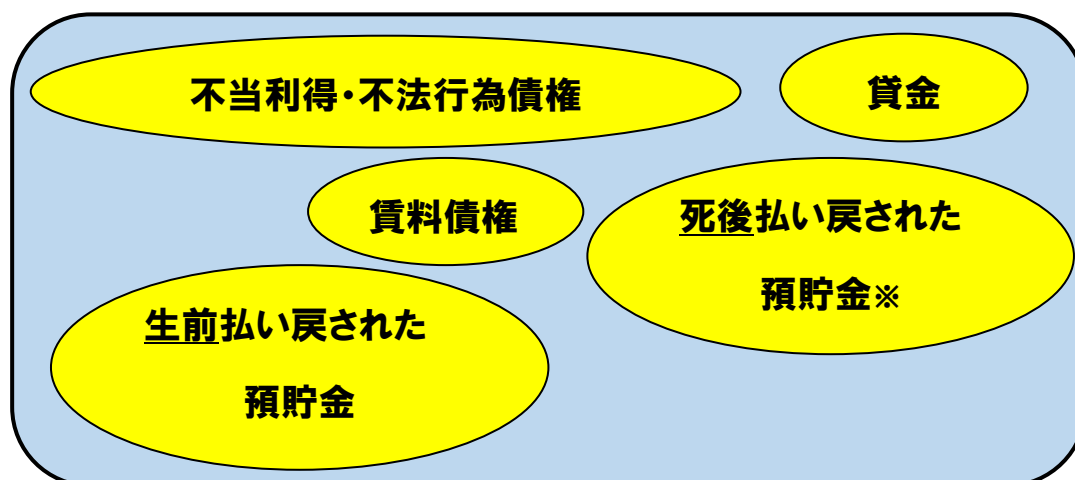


そうした中で、被相続人が存命中や死亡後に、他の相続人が被相続人の預貯金を引き出したり、遺産に属する財産を処分してしまった場合、処分された財産は、原則として遺産分割調停で扱うことができる遺産とはなりません。ただし、相続人全員が合意をすれば、「調停・審判」で扱うことができます。もし、相続人全員が合意できなければ、別途、民事訴訟で争うこととなります。なお、被相続人が令和元年7月1日以降に死亡した場合は、被相続人死亡後に処分された財産について、当該処分をした相続人以外の同意さえあれば、これを遺産分割の対象として含めることができます。

合意があれば、「調停・審判」で扱うことのできる遺産の一例が、図

2です。

## 図2 相続人全員が合意すれば「調停と審判」で扱えます。



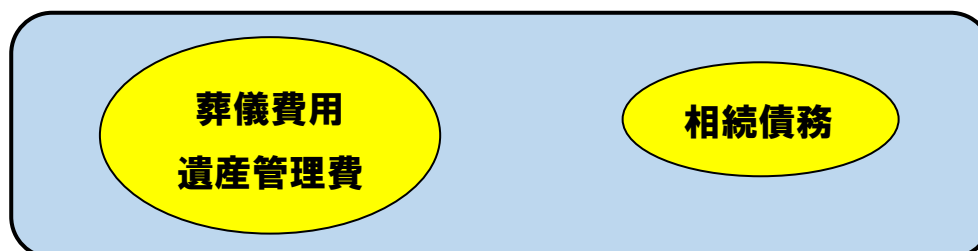
合意できない時 → 民事訴訟等で解決

※被相続人が令和元年7月1日以降に死亡した場合に限り、民法906条の2第2項の処分をした相続人が確定していれば、その相続人以外の相続人全員の合意で足りる。

その他に、図3のような被相続人の葬儀代や債務に関しては、相続人の全員の合意があれば、「調停」で扱うことができます。これらは、相続人全員の合意があっても、「審判」で扱うことはできません。そのため、民事訴訟などで解決を図ることになります。

## 図3

### 相続人全員が合意すれば「調停」で扱えます。



合意できない時 → 民事訴訟等で解決

## 4 調停を円滑に進めるために

家事調停は、当事者全員が主体的に主張立証をしつつ、お互いに譲り合うべきところは譲り合うことで合意をし、お互いに納得できる解決策を見いだすための手続であり、家庭裁判所（裁判官及び調停委員）は公平中立的な立場からそのお手伝いをするものです。

調停を円滑に進めるためには、感情的な言い争いをすること等は控え、前向きな気持ちで、遺産をどのように分けるのかについて話し合う必要があります。

被相続人にどのような遺産があるのかについては、相続人の皆さんご自身で必要な資料を集めていただくこととなります。裁判所が何らかの調査等をして遺産を探すことはしませんし、分割対象となる遺産は現存している遺産に限定されますので、滅失した建物等、現存しないものは分割の対象となりません。

他の相続人の言い分と食い違う点を主張するためには、客観的な裏付け証拠を集め、資料として提出する必要があります（資料がない場合、その主張等はお聴きしますが、最終的には取り上げられないこともあります。）。

調停期日には、調停委員が、限られた時間内で、出席された相続人全員のお話を順番にお聴きしますので、まとめて要領よくお話しいただくことが大切です。また、効率的に話し合いを進めるために、口頭による説明が難しい場合には、ご自身の意見を書面にして提出してください。その際に、資料などを添付することもできます。

## 5 調停で話し合いがつかない場合

相続人の範囲や遺産の範囲など、遺産分割の前提となる問題について、当事者それぞれの言い分があって話し合いで合意ができないケースでは、先に人事訴訟や民事訴訟で前提問題について、解決すべき場合があります。そうした場合には、いったん調停を取り下げてもらったり、「調停をしない」旨の決定をして調停を終了させたりする場合があります。この場合には、調停手続から審判手続へ移行することはありません。

遺産の分割方法について、調停で話し合いがつかないときには、原則として審判という手続に移行し、家庭裁判所が分割方法を判断することになります。この場合、遺産の種類や性質を考慮しながら、どの遺産を誰がどのように取得するか、その他法定相続分とは異なる分け方をすべき事情の有無や程度等について厳密な審理が行われます。



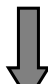

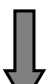


また、審判による分割方法には限界があります（例えば、競売でしか分けられない場合など）から、相続人各自の生活状況や希望に沿えない結論にならないようにするためにはどうしても一定の合意をしなければならない場合があります。したがって、機会があればいつでも話し合いで解決する用意があるという気持ちを最後まで失わないように努めてください。

以上



## 遺産分割手続の流れについて（概ね①～⑥の順番で検討されます。）

※この表は調停期日が開かれる場合のものであります。

①	相続人の範囲 	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 通常は戸籍等で確認できます。</li> <li>◆ 戸籍の記載が真実の親子関係とは異なるとか、養子縁組や婚姻が無効だといった主張をする場合には、遺産分割の前に、別途、人事訴訟や家事調停等をして養子縁組や結婚の有効・無効を確定させるべき場合があります。</li> </ul>
②	遺言書の有無・効力 	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 遺言書があれば、これに従って遺産分割の協議をすることになります。ただし、相続人全員の合意があれば遺言の内容と異なる分割をすることができる場合もあります。</li> </ul> <p>なお、遺言書が遺言者の意思に基づいて作成されたものであるかどうか等、遺言書の効力につき意見が分かれた場合には、原則として、遺産分割の前に民事訴訟において遺言の有効・無効を確定させるべき場合があります。</p>
③	遺産の範囲 	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 被相続人の所有か、他の方の所有かについて争いがある場合、遺産分割の前に、民事訴訟により所有者を確定させる必要があります。</li> <li>◆ 貸金等の金銭債権は相続と同時に法定相続分で当然に分割されるものとして扱われるのが原則ですので、これを遺産分割の対象とするには相続人全員の同意が必要です。 (なお、遺産である預貯金は、遺産分割の対象となります。)</li> </ul>
④	遺産の評価 	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 不動産や非公開株式については、評価額の合意ができなければ、鑑定することになります。費用は相続人の方に負担していただくことになります。</li> </ul>
⑤	法定相続分を修正する要素の有無 	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各人の法定相続分は、寄与分（財産の維持・形成への貢献）や特別受益（遺産の前渡しの生前贈与・遺贈）により修正されることがあります。</li> <li>◆ 寄与や特別受益の事実は、争いがあれば、主張する側が立証する必要があります。</li> </ul>
⑥	具体的な分割方法 	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各人がそれぞれ現物を取得する方法、一部の相続人が現物を取得し、代わりにお金（代償金）を支払う方法、現物を売却して売買代金を分け合う方法等があります。</li> </ul>
⑦	調停成立 <hr/> 調停不成立  審判手続開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 1人でも調停合意案に反対すれば調停はできません。 (ただし、事案によっては「調停に代わる審判」を行うこともあります。)</li> <li>◆ 審判手続では判断できる事項が限定されています。一定の事項については裁判官から相続人の間で合意することを勧めることがあります。</li> </ul>

## ～遺産分割調停に関するよくある質問～

大阪家庭裁判所 家事第3部遺産分割係

### 申立てについて

**Q1 相続人の中で、申立人と相手方どちらになるかで手続に違いがありますか。**

申立人は、調停申立てに必要な書類を揃えたり、相手方に送る申立書類等を準備したりする必要がありますが、申立人、相手方どちらであっても手続において有利になったり、不利になったりすることはありません。

**Q2 相手方が複数人いるときに、申立先はこの裁判所にしたらいいですか。**

調停の申立先となる家庭裁判所（管轄裁判所）は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定めた家庭裁判所となりますが、相手方が複数いて管轄裁判所が複数ある場合、どの家庭裁判所に申し立てるか、申立人に選択していただくこととなります。

ただ、相続人の中でも特に意見が対立している方や、折り合いがつかない方と調停手続を通じて話し合うことが紛争の解決につながると考えると、その方の住所地を管轄する裁判所に申立てをすることが、結果として、スムーズに調停手続を進めることにつながると考えられます。

**Q3 相手方が調停に応じる見込みはなく、話し合いにならないので調停ではなく審判の申立てをしたいのですが。**

そのような場合であっても、裁判所からの連絡には応答があることもありますので、調停で申し立てることをご検討ください。もちろん、最初から審

判の申立てをすることも可能ですが、審判の申立てをしても、裁判所の判断で、審判に先立って調停を行う（調停に付す）ことがあります（家事事件手続法274条1項）。

調停に付された場合、その調停手続が行われるのは、審判を申し立てた家庭裁判所ではなく、調停の管轄裁判所（相手方の住所地を管轄する裁判所）となることがあります。

**Q4 申立人の意向に明確に反対はしないものの、調停への出席に積極的ではない相続人がいます。相続人全員が出席しない場合、調停での解決はできないのでしょうか。**

通常、相手方に対して、初回の調停期日をお知らせする際に、ご意向をお伺いする照会書を送りますので、事情があり、出席が難しい場合でも裁判所宛てに書面などでご意向をお伝えいただくことも可能です。

当事者全員の出席が困難で調停が成立しない場合や、意向がはっきりしない不出頭当事者や欠席しがちな当事者がいる場合等において、当事者双方のために様々な事情を考慮して、裁判所が解決のために一定の判断を示すことが相当とされた場合には、「調停に代わる審判」という形で結論が示されることもあります。

**Q5 相続人の中に、相続分を譲渡もしくは放棄するので調停には参加したくないという人がいます。どうしたらいいですか。**

有効に相続分を譲渡した相続人は、相続人としての地位を失います。

申立てまでに相続分譲渡が済んでいる場合は、譲渡人を調停の当事者に含めず、譲渡人・譲受人連名の相続分譲渡証書（譲渡人の署名・実印の押印のあるもの）の写しと譲渡人の印鑑登録証明書を提出して、相続分譲渡が行われたことを示してください。なお、相続分譲渡証書の原本については、調停期日等において確認を行いますので、大切に保管しておいて下さい。

申立て後に相続分の譲渡が行われた場合も、同様に、相続分譲渡証書の写し等を提出してください。原本の確認後、調停委員会による排除決定が確定すると、譲渡人は調停の当事者の地位を喪失することになります。

一方、相続分放棄は、当該遺産分割において遺産を取得しない旨の意思表示であり、相続人としての地位を失うものではありません。したがって、申立て時には、相続分放棄を希望する相続人も当事者に含めてください。

相続分を放棄して手続にも参加を希望しない相続人があるときは、申立て後に相続分放棄証書（署名・実印の押印があるもの）と印鑑登録証明書を提出し、手続からの排除を求めることができます。排除決定が確定すると、当該相続人は調停の当事者の地位を喪失することになります。

なお、不動産の登記の状態などによっては、事前に相続分譲渡をしたため当事者にならない方にも、その後の登記手続を進める必要上、調停に参加いただくことがあります。同様に、申立て後の相続分譲渡・放棄により手続からの排除を希望する場合も、排除が認められないことがあります。

## **Q6 相続人の中に認知症等のために、自分で判断する力がない(ことが疑われる)人がいますが、調停を行うことは可能ですか。**

まずは、「成年後見手続」が必要です。成年後見手続によって選任された成年後見人や代理権を有する保佐人・補助人等が調停に参加することになります。

成年後見手続については、その対象となる方の住所地を管轄する家庭裁判所の担当部署にお問い合わせください。

## **Q7 相続人の中に未成年者がいます。遺産分割調停を進めるにはどうしたらいいですか。**

未成年者の親権者等が法定代理人として調停に参加することになりますが、親権者も同じく相続人である場合は、未成年者と法定代理人の利害が対立するため、未成年者の「特別代理人」の選任の申立てをする必要があります。親権者等自身は相続人ではないが、相続人である複数の未成年者の親権者等となっている場合にも、「特別代理人」選任申立てが必要です。

特別代理人の選任の手続については、未成年者の住所地を管轄する家庭裁判所の担当部署にお問い合わせください。

### **Q8 相続人の中に行方不明や生死不明の人がいますが、調停を行うことは可能ですか。**

調停は話し合いの手続ですので、相手方が行方不明の場合は、調停を行うことができません。相続人の住所は戸籍附票を取ればわかりますので、まずは戸籍附票を取ってください。

戸籍附票に記載された住所に実際には住んでおらず、調査をしても行方がわからない場合は、「不在者財産管理人」の選任手続を家庭裁判所に申し立てる必要があります。不在者財産管理人が選任された場合は、不在者財産管理人との間で調停を行うこととなります。

不在者財産管理の手続については、不在者の従来住所地の家庭裁判所の担当部署にお問い合わせください。

※7年以上生死不明の場合は、不在者を死亡したものとみなす「失踪宣告」という制度もあります。失踪宣告によって死亡とみなされた場合は、その者の相続人が調停の当事者となります。失踪宣告の手続については、不在者の従来住所地の家庭裁判所の担当部署にお問い合わせください。

### **Q9 相続人の中に外国に住んでいる人がいます。遺産分割調停を進めるにはどうしたらいいですか。**

外国に住んでいる相続人が調停や審判の当事者になる場合、裁判所からの書面を外国に送付するために特別な手続が必要になることがあり、国によっては郵便を送付するだけで何カ月も要することがあります。そのような事態を避けるために、申立人は、外国に住んでいる相続人と事前に交渉しておくことが重要です。日本で調停を行う場合は、スムーズな調停運営のため、できるかぎり、日本国内の送達場所と送達受取人を指定してもらったり、日本国内の弁護士に委任してもらおう等、裁判所からの郵便が日本国内で受け取れるように働きかけを行ってください。

**Q10 相続人の一人が被相続人の死後に被相続人名義の口座から無断で預金を引き出しています。無断で引き出された預金について遺産分割調停で話し合いたいのですが、可能でしょうか。**

被相続人が存命中や死亡後に、他の相続人が引き出した預貯金に関しては、原則、遺産分割調停の遺産の対象とはなりません。ただし、相続人全員が合意をすれば、「調停・審判」で扱うことができます。もし相続人全員で合意ができなければ、別途、民事訴訟で争うこととなります。

なお、令和元年7月1日以降に死亡した被相続人については、被相続人の死後に、被相続人名義の口座から預金を無断で引き出すなど、遺産に属する財産が処分された場合は、その処分をした相続人以外の相続人の同意があれば、現存する遺産とみなして遺産分割の対象とすることができます。

**Q11 遺産は既に分割済みなのですが、相続人間で相続手続について折り合いがつかないことがでてきました。遺産分割調停を申し立てることで話し合いはできますか。**

遺産分割調停は、まだ分けられずに残っている遺産について、分割協議を進める手続ですので、「遺産分割調停」で取り扱うことはできません。家事調停の手続を利用して話し合いをされたい場合は、「遺産分割後の紛争調整調停」

や「親族間の紛争調停調停」を利用することができます。

**Q12 相続人が遺言を残していたかどうかわかりません。調べる方法がありますか。**

被相続人が公正証書遺言を残しているかどうかは、お近くの公証役場に照会することができます。また、自筆証書遺言が法務局に保管されているかどうかは、法務局で調べることができます。遺産分割の調停を申し立てる前に、遺言の有無を調べてください。

なお、法務局に保管されていない自筆証書遺言については、調べる方法はありません。

**Q13 相続人が相続放棄をしたと言っていますが、本当かどうかわかりません。調べる方法がありますか。**

相続放棄の申述が受理されているかどうかは、被相続人の住民票上の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に対して、「相続放棄の申述の有無照会」をしていただくことで調べることができます。詳しくは、被相続人の住民票上の最後の住所地を管轄する家庭裁判所の「相続放棄の申述の有無照会」を担当する部署にお問い合わせください。なお、相続放棄の申述が受理された人は、初めから相続人とならなかったものとみなされます。

**Q14 被相続人の死亡から年月が経っており、数次相続が発生して、当事者が多数になりそうです。調停を申し立てる前にしておくことはありますか。**

当事者が多数にのぼる遺産分割事件は、一旦裁判所に手続が係属してしまうと、解決までに費用と時間を要することが多く、申立て前の準備が非常に重要になります。

まず、相続人の範囲を確定するための戸籍謄本等が膨大になりますので、法務局の「法定相続情報証明制度」を利用してください（「法定相続情報証明

制度」については、法務局にお問い合わせください。)。裁判所には、「登記官の認証文付きの法定相続情報一覧図の写し」を提出してください。法定相続情報一覧図で確認できる範囲においては、基本的に戸籍謄本等を提出する必要はありません（なお、裁判所で確認する必要がある場合は、戸籍謄本等の提出を指示することがあります。）。

次に、調停を申し立てる前にできる限り事前交渉を行い、相続分の譲渡の意向や遺産の取得を希望しない相続人がいないか確認してください。相続人全員の協力が得られれば、当事者間で遺産分割協議書を作成することも可能かもしれません。

有効に相続分を譲渡した相続人は、相続人としての地位を失いますので、申立てまでに相続分譲渡が済んでいる場合は、譲渡人を調停の当事者に含めず、譲渡人・譲受人連名の相続分譲渡証書（譲渡人の署名・実印の押印のあるもの）の写しと譲渡人の印鑑登録証明書を提出してください。なお、相続分譲渡証書の原本については、調停期日等において確認を行いますので、大切に保管しておいて下さい。相続分の譲渡や放棄については、Q5 も参照してください。

また、事前交渉の結果は、申立時に一覧表にして提出してください。

## 調停手続への参加について

### Q15 調停に出席しない場合に何か不利益になることはありますか。

調停はあくまでも話合いの手続ですので、調停期日に出席しない当事者に対して不利益が課されるわけではありません。また、欠席した当事者を強制的に出席させるような制度はありません。

当事者が調停期日に出席しないこと等から、裁判所が合意する見込みがないと判断した場合には、調停は不成立となり、審判手続に移行します（新た



に審判の申立てをする必要はありません)。

ただし、当事者全員の出席が困難で調停が成立しない場合や、意向がはっきりしない不出頭当事者や欠席しがちな当事者がいる場合等において、当事者双方のために様々な事情を考慮して、裁判所が解決のために一定の判断を示すことが相当とされた場合には、「調停に代わる審判」という形で結論が示されることもあります。

### **Q16 家族が代理人となって調停に参加することはできますか。**

調停期日にどうしても出席できない事情があり、弁護士以外の方を代理人とすることを希望する場合には、裁判所の許可を得れば、手続代理人となることができます(家事事件手続法第22条1項)。許可を受けた手続代理人は、本人に代わって調停期日に参加することができます。

申請をする場合は、代理人許可申請書を当該事件の係属している家庭裁判所に、申請書を提出する必要があります。

申請書に必要事項を記入し、申請者の署名及び実印を押印のうえ、印鑑証明書(原本)を添付して提出してください。なお、申請には手数料500円(収入印紙)が必要です。後日、裁判所から結果をお知らせします。

※なお、申請をしても裁判官の判断により許可されない場合があります。

### **Q17 調停の期日に家族が同席してもいいですか。**

調停手続は、非公開の手続ですので、原則当事者以外の方は、家族であっても期日には立ち会うことはできません。

なお、障害等を理由に、付き添いなどの配慮を必要とされる場合には、あらかじめ担当書記官に直接ご相談ください。

### **Q18 私の住んでいる場所から裁判所に行くのは難しいのですが、裁判所に行かずに調停に参加する方法はありませんか。**

遠方に居住している、病気や怪我、その他の理由によって期日に出席することが困難な場合は、裁判所の判断により、ウェブや電話を利用して期日に参加できる場合があります。適宜ご相談ください。

## 申立資料の収集について

### Q19 相手方が資料を開示してくれないため、提出することができません。どうしたらいいですか。

被相続人にどのような遺産があるのかについては、相続人ご自身で必要な資料を集めてください。裁判所が調査をして遺産を探すことは原則しませんので、相続人の立場としてご自身で金融機関などに残高照会を行っていただくこととなります。どうしても取得ができなかった場合は、その旨を申立ての際に裁判所に提出する書類に記載してください。

### Q20 相手方の承諾がなくても、申立人が相手方の戸籍謄本や住民票の写しを取得できるのでしょうか？

基本的には、「共同相続人の立場」で取得できます。相手方の本籍地や住所地の市町村役場の窓口で「家庭裁判所の遺産分割調停（又は審判）の申立手続で裁判所に提出するために必要である。」ということをお伝えの上で、取得のために必要な手続を確認してください。

市町村役場の判断によっては、上記取得目的をお伝えしても取得できないケースがあります。その場合は、その市町村役場の窓口で、取得のために何が必要かを確認していただいた上で、調停（又は審判）申立ての際に、そのことがわかるように、事情を記載した書面を添えてください。

（参考 戸籍法10条の2第1項、住民基本台帳法12条の3第1項—第3者請求）

以上

## 遺産分割申立必要書類一覧表（大阪家庭裁判所）

- 申立書一式(□申立書 □当事者目録 □遺産目録 □相続関係図)
- 申立書一式の写し(□申立書 □当事者目録 □遺産目録 □相続関係図)×相手方の人数分
- 事情説明書(申立人ごとに1通)
- 連絡メモ(申立人ごとに1通)
- 資料の非開示希望の申出書(必要な方のみ)
- 収入印紙 **被相続人1名**に対し 1200円
- 郵便料(納付の方法が選べます。遺産分割申立郵便料一覧表をご覧ください。)

### 【例】電子納付の場合

(現金納付分)

当事者双方の合計が10名まで1名につき3000円

11名以上の場合、1名増えるごとに2000円を加算

(郵便切手納付分)

110円×相手方数

※電子納付を利用するには「電子納付利用者登録」が必要ですが、大量の郵便切手を購入する必要がなく、事件終了後の残額が口座振込で返還されるというメリットがあります(ただし、上記郵便切手で納付されたものに関しては、郵便切手でのお返しとなります。)

※ほかに、裁判所の窓口で現金納付する方法、最寄りの金融機関の窓口で当座納付する方法、郵便切手で納付する方法があります。

- 別紙 身分関係の資料
- 別紙 遺産関係の資料
- 別紙 遺産関係の資料の写し×相手方の人数分

※裁判所に提出する書面には、マイナンバーを記載しないで下さい。

不要



マイナンバー



マイナンバー記載のないもの

※必要に応じて、追加書類の提出をお願いすることがあります。

### 【問い合わせ先】

〒540-0008

大阪府中央区大手前4-1-13

大阪家庭裁判所 家事第3部遺産分割係(当庁5階)

TEL 06-6943-5973

**郵送提出先：大阪家庭裁判所 家事事件係**

書式はインターネットからダウンロードできます。

別紙

※「戸籍謄本等」とは、戸籍謄本、全部事項証明書、除籍謄本、改製原戸籍謄本及び廃棄済み証明書のことです。

	資料の名称	期限等	書類の対象・内容等	書類の請求先	
身分関係の資料 (法定相続情報一覧図・戸籍など)	<input type="checkbox"/> 登記官の認証文付き法定相続情報一覧図* (被相続人の本籍・最後の住所・死亡日、相続人の住所の記載のあるもの) ※申立前に法務局で作成してください。 ※別添「法定相続情報一覧図の提出について」をご確認ください。	なし	被相続人 (数次相続・再転相続が発生している場合は、後に死亡した者を被相続人として作成した法定相続情報一覧図も必要)  ※相続人の範囲や死亡の前後、相続放棄の有無等によっては、戸籍謄本等の提出が必要となる場合があります。	法務局	
	<input type="checkbox"/> 相続人を確定できるだけの戸籍謄本等* (法定相続情報一覧図がある場合は原則不要)  《注1》 相続人が被相続人の(配偶者と)子(または代襲者)のみである場合は、法定相続情報一覧図の提出に代えて、被相続人の相続人を確定できるだけの戸籍謄本等の提出でも可  《注2》 法定相続情報一覧図を作成できない事情がある場合は、法定相続情報一覧図の提出に代えて、被相続人の相続人を確定できるだけの戸籍謄本等を提出していただくことができます。申立て前に遺産分割係にご相談ください。	▼▼左記《注1》《注2》の場合▼▼ <b>【共通】</b> ①被相続人の出生又は10歳ごろから死亡までの連続した全戸籍謄本 ②被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がいる場合、その子(及び代襲者)の出生又は10歳ごろから死亡までの連続した全戸籍謄本 ※相続人が被相続人の(配偶者と)子(第一順位)の場合は以上で足りません。 <b>【相続人が被相続人の(配偶者と)父母、祖父母等の直系尊属(第二順位)の場合】</b> ③被相続人の直系尊属に死亡している者がいる場合、その直系尊属の死亡記載の戸籍謄本  <b>【相続人が被相続人の配偶者のみの場合又は被相続人の(配偶者と)兄弟姉妹及びその代襲者(おいめい)(第三順位)の場合】</b> ④被相続人の父母の出生又は10歳ごろから死亡までの連続した全戸籍謄本 ⑤被相続人の兄弟姉妹に死亡している者がいる場合、その兄弟姉妹の出生又は10歳ごろから死亡までの連続した全戸籍謄本 ⑥代襲者であるおいめいに死亡している者がいる場合、おいめいの死亡記載の戸籍謄本  ※被相続人に関する戸籍・戸籍附票・住民票の期限はありません。 ※相続人の範囲や死亡の前後、相続放棄の有無等によっては、更に戸籍が必要となる場合があります。	(戸籍謄本) 本籍地の市区町村役場  ※本人、配偶者、父母、祖父母、子、孫などの戸籍は、お近くの市区町村役場で一度に取得できることもあります(広域交付制度)。詳しくは市区町村役場にお問い合わせください。		
	<input type="checkbox"/> 被相続人の戸籍附票又は住民票写し* (法定相続情報一覧図がある場合は原則不要)			(戸籍附票) 本籍地の市区町村役場  (住民票) 住所地の市区町村役場	
	<input type="checkbox"/> 現在の戸籍謄本*	3か月以内	相続人全員		
	<input type="checkbox"/> 戸籍附票又は住民票写し (住民票はマイナンバーの記載のないもの)	3か月以内	相続人全員		
*提出が省略できるもの、追加の提出が必要なものもあります。別添の「法定相続情報一覧図の提出について」をご確認ください。 *戸籍謄本等は、原本に代えて正確な写しを提出することもできます。別添の「戸籍謄本等の提出について」をご確認ください。					
遺産関係の資料 (甲号証を付けるもの)	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書の原本 又は登記簿謄本の原本	3か月以内	不動産(土地・建物)	法務局	
	<input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書の原本	最新年度		物件所在地の市区町村役場	
	借地権・借家権を証明する資料				
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書の原本 <input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書の原本 <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し	3か月以内 最新年度	借地権・借家権 ※固定資産評価証明書は取得できる場合のみ ※賃貸借契約書はある場合のみ		
	<input type="checkbox"/> 預貯金の現在残高証明書の写し又は通帳の写し等	最新	預貯金 ※通帳の写しの場合は、最新残高を確認するため、直近に記帳をしたもの	残高証明書は、預入先銀行などの金融機関	
	<input type="checkbox"/> 国債、株式、投資信託及び出資金等の現在の内容が特定できる金融機関発行の証明書の写し	最新	国債・株式・投資信託・出資金等	証券会社等	
	<input type="checkbox"/> その他遺産の資料 (自動車登録事項証明の写し、保険証書の写しなど)	最新	自動車・保険等		
<input type="checkbox"/> 相続税の申告書の写し (マイナンバーの記載のないもの)	なし	作成されている場合のみ			
<input type="checkbox"/> 遺言書写し	なし	作成されている場合のみ			

## 遺産分割申立郵便料一覧表

令和7年1月6日から家庭裁判所でも電子納付が可能になりました！

電子納付する場合 (一部郵便切手で納付)	申立て後に保管金提出書が交付されてから電子納付する分
	当事者双方の合計人数10名まで1名につき3000円 (当事者双方の合計が11名以上の場合、1名増えるごとに2000円を加算)
郵便切手で納付する場合	申立書と同時に郵便切手で提出する分
	110円切手×相手方数
郵便切手で納付する場合	申立書と同時に郵便切手で提出する分
	当事者双方の合計人数が10名まで、1名につき500円×2、 110円×5、100円×6、50円×5、10円×10 (当事者双方の合計人数が11名以上の場合、1名増えるごとに 500円×2、110円×5、100円×2、50円×5を追加)

電子納付は、大量の郵便切手を購入する必要がなく、インターネットバンキングやペイジー対応のATM等で納付でき、事件終了後に郵便料が残った場合の返還（還付）は、あらかじめ登録した銀行口座に振り込まれるというメリットがあります（ただし、上記郵便切手で納付されたものに関しては、郵便切手でのお返しとなります。）。大変便利な手続ですので、電子納付のご利用をご検討ください。

電子納付を利用する場合は、事前に「電子納付利用者登録申請書」を提出して「利用者登録コード」を入手してください。付箋や申立書等に電子納付を希望する旨及び利用者登録コードを記載していただければ、後日、「保管金提出書」を交付いたしますので、所定の額を電子納付してください。

上記以外の郵便料納付方法として、会計課保管金係の窓口で現金で納付する方法や裁判所保管金振込依頼書による銀行振込の方法もあります。

[詳しくは、「郵便料の納付について」をご覧ください。](#)

## 電子納付の流れ

### ①「電子納付利用者登録申請書」を提出

最寄りの裁判所の会計担当部署へ**電子納付利用者登録申請書**を提出（郵送可）し、電子納付利用者登録をしてください。

なお、裁判所支部、簡易裁判所においては、電子納付利用者登録を取り扱っていない場合がありますので、最寄りの裁判所の会計担当部署の窓口でお尋ねください。



### ②「利用者登録コード」と「初期パスワード」が発行されます

利用者登録手続きが完了すると、「利用者登録コード」と「初期パスワード」が発行されます。

ただし、登録後、保管金の納付や払渡しが2年間行われなない場合は、利用者登録コードが抹消されます。



### ③訴状や申立書を提出

訴状や申立書などを提出する際に、②で取得した「利用者登録コード」を記載したメモ、または利用者登録コード届出書を添付するなどして、「電子納付を希望する」旨を適宜の方法でお知らせください。



### ④「保管金提出書」を受領


担当者等から、「保管金提出書」を交付又は郵送します。



### ⑤Pay-easy (ペイジー) 対応インターネットバンキングやモバイルバンキング、金融機関のATMから払込みを行う

④で受領した「保管金提出書」に印字されている「収納機関番号」等を用いて、払い込んでください。

「保管金提出書」の下部に以下の記載があります。

 以下の欄に収納機関番号、納付番号、確認番号が印字されている場合は、従来の納付方法に加えPay-easy (ペイジー) 対応のATM、インターネットバンキング等を利用して保管金の電子納付をすることができます。				登録コード	1000515
収納機関番号	10100	納付番号	1001-2190-1008-6001	確認番号	6007-39

※④の「保管金提出書」の裁判所への提出は不要です。

※Pay-easy (ペイジー) の詳細は、Pay-easy (ペイジー) のホームページ (<http://www.pay-easy.jp/>) をご覧ください。対応している金融機関のリンクも掲載されています。

大阪家庭裁判所

歳入歳出外現金出納官吏

殿

## 電子納付利用者登録申請書

保管金の提出に際し、電子納付を利用するため、以下のとおり登録を申請します。

この申請により付与される利用者登録コードを使用して保管金の電子納付を行った場合、当該保管金について還付事由が発生したときは、以下の口座へ振り込んでください。

令和●年●月●日

住所 大阪市中央区大手前～

氏名 山田 一郎

## 提出者情報

氏名 (カナ)	ヤマダ イチロウ
氏名	山田 一郎
住所	〒540-0008 大阪市中央区大手前～
電話番号	06-●●●●-●●●●

## 還付先情報

金融機関名	●● 銀行・金庫・組合 ●●支店
預金種別	普通・当座・別段・通知
口座番号	1111111
口座名義 (カナ)	ヤマダ イチロウ
口座名義	山田 一郎
FAX番号	06-●●●●-●●●●

- ※ 電子納付とは、保管金をインターネットバンキング、モバイルバンキング及び電子納付対応のATMを用いて納付することです。事前に利用者登録をしないと保管金の提出に際し、電子納付を利用することは出来ません。
- この申請により付与される利用者登録コードは、全ての裁判所において共通して利用でき、利用者登録コードを申立書等に記載若しくは書記官室又は執行官室において口頭で告げるにより電子納付に対応した保管金提出書の交付を受けることができます。ただし、電子納付が可能な保管金の種目には制限がありますので、係書記官等に確認してください。
- この申請により付与される利用者登録コードに基づいて電子納付をすると、当該保管金について還付事由が発生した場合に還付先情報欄記載の口座に振込払い請求があったものとして扱われます。ただし、保管金を還付できない金融機関がありますので、ご注意ください。
- 「FAX番号」欄は、裁判所からのファクシミリ送信を希望されない場合には、空欄で差支えありません。
- 提出者情報に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。ただし、還付先情報については変更できませんので、登録の抹消及び新たな登録の申請を行ってください。
- 登録後、保管金の提出や払渡しが2年間行われない場合は、利用者登録コードが抹消されます。

大阪家庭裁判所

歳入歳出外現金出納官吏

殿

電子納付利用者登録申請書

保管金の提出に際し、電子納付を利用するため、以下のとおり登録を申請します。

この申請により付与される利用者登録コードを使用して保管金の電子納付を行った場合、当該保管金について還付事由が発生したときは、以下の口座へ振り込んでください。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

提出者情報

氏 名 ( カ ナ )	
氏 名	
住 所	〒 -
電 話 番 号	

還付先情報

金 融 機 関 名	銀行・金庫・組合 店
預 金 種 別	普 通 ・ 当 座 ・ 別 段 ・ 通 知
口 座 番 号	
口 座 名 義 ( カ ナ )	
口 座 名 義	
F A X 番 号	

- ※ 電子納付とは、保管金をインターネットバンキング、モバイルバンキング及び電子納付対応のATMを用いて納付することです。事前に利用者登録をしないと保管金の提出に際し、電子納付を利用することは出来ません。
- この申請により付与される利用者登録コードは、全ての裁判所において共通して利用でき、利用者登録コードを申立書等に記載若しくは書記官室又は執行官室において口頭で告げるにより電子納付に対応した保管金提出書の交付を受けることができます。ただし、電子納付が可能な保管金の種目には制限がありますので、係書記官等に確認してください。
- この申請により付与される利用者登録コードに基づいて電子納付をすると、当該保管金について還付事由が発生した場合に還付先情報欄記載の口座に振込払い請求があったものとして扱われます。ただし、保管金を還付できない金融機関がありますので、ご注意ください。
- 「FAX番号」欄は、裁判所からのファクシミリ送信を希望されない場合には、空欄で差支えありません。
- 提出者情報に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。ただし、還付先情報については変更できませんので、登録の抹消及び新たな登録の申請を行ってください。
- 登録後、保管金の提出や払渡しが2年間行われない場合は、利用者登録コードが抹消されます。



## 大阪家庭裁判所 遺産分割申立事件（調停・審判）予納郵券早見表

※ この表は郵便料を郵便切手で納付される場合の早見表です。

※ 郵便切手で納付された場合、事件終了時に残った郵便料は郵便切手で返還します。

※ 郵便料は電子納付でも予納できます。詳しくは、遺産分割申立郵便料一覧表をご覧ください。

申立人・相手方 の合計(人)	郵便切手 (枚)					合計額 (円)
	500円	110円	100円	50円	10円	
2	4	10	12	10	20	5,000
3	6	15	18	15	30	7,500
4	8	20	24	20	40	10,000
5	10	25	30	25	50	12,500
6	12	30	36	30	60	15,000
7	14	35	42	35	70	17,500
8	16	40	48	40	80	20,000
9	18	45	54	45	90	22,500
10	20	50	60	50	100	25,000
11	22	55	62	55	100	27,000
12	24	60	64	60	100	29,000
13	26	65	66	65	100	31,000
14	28	70	68	70	100	33,000
15	30	75	70	75	100	35,000
16	32	80	72	80	100	37,000
17	34	85	74	85	100	39,000
18	36	90	76	90	100	41,000
19	38	95	78	95	100	43,000
20	40	100	80	100	100	45,000
21	42	105	82	105	100	47,000
22	44	110	84	110	100	49,000
23	46	115	86	115	100	51,000
24	48	120	88	120	100	53,000
25	50	125	90	125	100	55,000
26	52	130	92	130	100	57,000
27	54	135	94	135	100	59,000
28	56	140	96	140	100	61,000
29	58	145	98	145	100	63,000
30	60	150	100	150	100	65,000
31	62	155	102	155	100	67,000
32	64	160	104	160	100	69,000
33	66	165	106	165	100	71,000
34	68	170	108	170	100	73,000
35	70	175	110	175	100	75,000
36	72	180	112	180	100	77,000
37	74	185	114	185	100	79,000
38	76	190	116	190	100	81,000
39	78	195	118	195	100	83,000
40	80	200	120	200	100	85,000

※当事者10名まで、1人あたり2500円（500円×2 110円×5、100円×6、50円×5、10円×10）

※当事者数が11名以上の場合、当事者が1名増えるごとに1人あたり2000円（500円×2、110円×5、100×2、50円×5）を追加してください。

# 遺産分割調停の手続について

大阪家庭裁判所 家事第3部遺産分割係

## 1 遺産分割調停とは？

遺産分割は、遺言書により遺産の取得者が決まっている場合などを除き、原則として法定相続人間の協議によりなされますが、相続人間の協議による遺産分割が困難な場合には、家庭裁判所に遺産分割調停を申し立てることができます。

調停は、あくまで当事者が主体的に話し合う場であり、調停委員会が申立人と相手方の主張を聴きながら、誰にどの遺産をどれだけ分けるのかを合意できるように話し合いを促す手続きです。

遺産分割調停の申立てがあると、原則として、家庭裁判所は、裁判官と民間から選ばれた調停委員（2名以上）とで調停委員会を構成し、調停期日を決めて調停を進めることとなります。

（手続の大まかな流れについては、末尾の「遺産分割手続の流れについて」を参考にしてください。）

※紛争性の低い事案などは、裁判官の判断により、調停期日が開かれないこともあります。

なお、遺産分割調停では、基本的に相続人全員と同時に話し合いをするのではなく、時間を分けて当事者それぞれの話を、調停委員が聴くこととなります。

また、調停は非公開で、関係者の秘密が調停委員等から外部に漏れることはありませんので、ご安心ください。

## 2 申立ての流れ

### ① 申立人、相手方について

申立てをする側が「申立人」となります。遺産分割調停は、すべての相続人や包括受遺者（遺言書で「3分の1」のように割合を示して遺産を与えられた者）が当事者となる必要があるため、「申立人」以外の相続人が「相手方」となります。1人が申立人となることもできますし、複数人が申立人となることもできます。

なお、申立人、相手方どちらになっても、有利になったり、不利になったりすることはありません。

### ② 申立先（管轄）について

各地に家庭裁判所がありますが、それぞれ担当する地域が決まっており、それを「管轄」といいます。調停は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てる必要があります。また、申立人と相手方全員の合意により、相手方の住所地を管轄する裁判所と異なる裁判所へ申し立てることもできます。

また、管轄がない裁判所に申し立てられた場合、裁判官の判断により、管轄のある裁判所に事件を送ることがあります。

### ③ 申立てに必要な書類について

申立書、当事者目録、遺産目録、相続関係図などに記入し、管轄のある裁判所に提出することになります。詳しくは遺産分割申立必要書類一覧表をご覧ください。

### ④ 費用について

被相続人1人あたり収入印紙が1,200円

当事者数1人あたり郵便切手が約2,500円（郵便切手の内訳については遺産分割申立必要書類一覧表をご覧ください。）

## 3 遺産分割調停における留意点について

### ① 事前協議はしましたか？

遺産分割は、裁判所を利用することなく、相続人間の協議ですることができますので、調停を申立てる前に遺産分割についての協議をしてください。相続人間の協議が調わないときは、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。相続人間で事前に遺産分割協議をすることで、合意できなかった点が明らかになり、調停の進行もスムーズになります。

### ② 相続人の範囲は確定していますか？

遺産分割調停では、相続人全員の参加が必要です。そのため、申立人は、戸籍などで相続人を確認する必要があります。（大阪家庭裁判所では、申立時に、登記官による認証文付き「法定相続情報一覧図の写し」の提出をお願いしています。相続人を確定する戸籍が揃ったら、「法定相続情報一覧図」を作成し、法務局に申出をしてください。「法定相続情報証明制度」については、法務局のホームページをご確認ください。）

戸籍上では相続人であっても、その前提となる養子縁組の有効性などについて争いがあるケースでは、遺産分割手続の前に、その身分関係について人事訴訟などで先に解決を図るべき場合があります。

### ③ 相続人の中で、行方不明や生死不明の方がいませんか？

戸籍や住民票などで調査をしても行方が分からない場合、「不在者財産管理人」を家庭裁判所で選任していただくことになります。

※7年以上生死が分からないときには、不在者を死亡したものとみなす「失踪宣告」という制度もあります。

#### ④ 相続人の中に、未成年者や判断能力に疑いのある人がいませんか？

相続人の中に未成年者がいる場合は、その未成年者本人に代わって親権者などが法定代理人として調停に参加することになります。

ただし、親権者も、同じく相続人である場合には、未成年者の利益を保護するために、家庭裁判所で「特別代理人」の選任をする必要があります（親権者自身が相続人ではなくとも、相続人である複数の未成年者の親権者である場合も、同様の手続が必要です。）。

また、認知症などで判断能力に疑いがある人には、「後見等開始の申立て」を家庭裁判所ですることになります。

#### ⑤ 相続人の中に、相続放棄をした人がいませんか？

相続人の中に、家庭裁判所で相続放棄の申述が受理された人がいる場合、その人は初めから相続人とならなかったものとみなされますので、調停の当事者にはなりません。

#### ⑥ 遺産分割協議書や遺言がすでにありませんか？

遺産分割調停は、まだ分けられずに残っている遺産について、分割をすすめていく手続です。そのため、すでに遺産分割協議が済んだ遺産は、遺産分割調停では取り扱うことができません。遺言で取得者が決められている遺産も同様です。ただし、相続人全員の合意があれば、遺言と異なる分割をすることもできます。

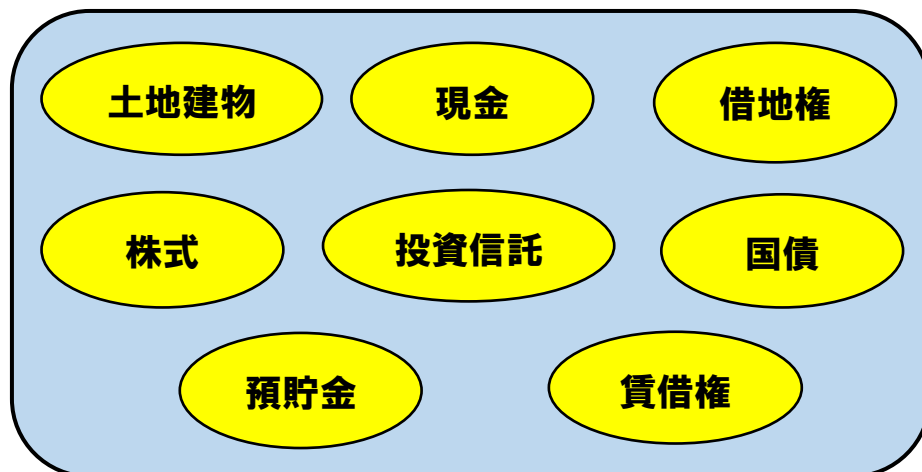
遺言書や遺産分割協議書の有効性が争われているケースでは、遺産分割調停ではなく、先に民事訴訟で解決を図るべき場合があります。また、遺言によって、自らの遺留分を侵害されたと主張する場合にも、遺産分割調停ではなく、「遺留分侵害額(減殺)請求」の調停をすることになります。

なお、遺言や遺産分割協議で取得者が決まっていない遺産については、遺産分割調停を行うことができます。

## ⑦ 遺産の範囲に争いがありませんか？

遺産分割調停の対象となる遺産は、被相続人の所有や名義で、今も残っている遺産です。分割対象の遺産の一例が、図1となります。（なお、「審判」については、「5 調停で話合いがつかなかったら」もご覧ください。）

**図1** 調停でも審判でも当然扱うことができます。

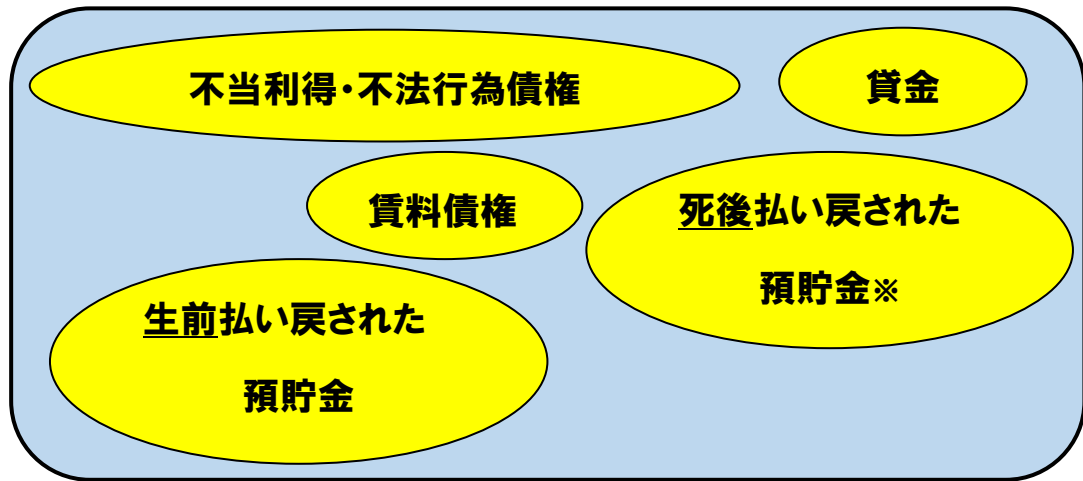


そうした中で、被相続人が存命中や死亡後に、他の相続人が被相続人の預貯金を引き出したり、遺産に属する財産を処分してしまった場合、処分された財産は、原則として遺産分割調停で扱うことができる遺産とはなりません。ただし、相続人全員が合意をすれば、「調停・審判」で扱うことができます。もし、相続人全員が合意できなければ、別途、民事訴訟で争うこととなります。なお、被相続人が令和元年7月1日以降に死亡した場合は、被相続人死亡後に処分された財産について、当該処分をした相続人以外の同意さえあれば、これを遺産分割の対象として含めることができます。

合意があれば、「調停・審判」で扱うことのできる遺産の一例が、図

2です。

**図2 相続人全員が合意すれば「調停と審判」で扱えます。**



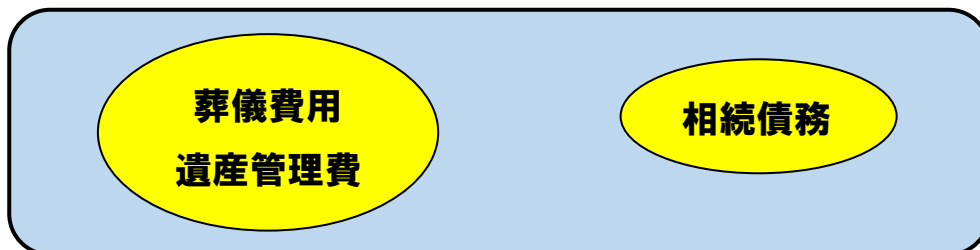
**合意できない時 → 民事訴訟等で解決**

※被相続人が令和元年7月1日以降に死亡した場合に限り、民法906条の2第2項の処分をした相続人が確定していれば、その相続人以外の相続人全員の合意で足りる。

その他に、図3のような被相続人の葬儀代や債務に関しては、相続人の全員の合意があれば、「調停」で扱うことができます。これらは、相続人全員の合意があっても、「審判」で扱うことはできません。そのため、民事訴訟などで解決を図ることになります。

**図3**

**相続人全員が合意すれば「調停」で扱えます。**



**合意できない時 → 民事訴訟等で解決**

## 4 調停を円滑に進めるために

家事調停は、当事者全員が主体的に主張立証をしつつ、お互いに譲り合うべきところは譲り合うことで合意をし、お互いに納得できる解決策を見いだすための手続であり、家庭裁判所（裁判官及び調停委員）は公平中立的な立場からそのお手伝いをするものです。

調停を円滑に進めるためには、感情的な言い争いをすること等は控え、前向きな気持ちで、遺産をどのように分けるのかについて話し合う必要があります。

被相続人にどのような遺産があるのかについては、相続人の皆さんご自身で必要な資料を集めていただくこととなります。裁判所が何らかの調査等をして遺産を探すことはしませんし、分割対象となる遺産は現存している遺産に限定されますので、滅失した建物等、現存しないものは分割の対象となりません。

他の相続人の言い分と食い違う点を主張するためには、客観的な裏付け証拠を集め、資料として提出する必要があります（資料がない場合、その主張等はお聴きしますが、最終的には取り上げられないこともあります。）。

調停期日には、調停委員が、限られた時間内で、出席された相続人全員のお話を順番にお聴きしますので、まとめて要領よくお話しいただくことが大切です。また、効率的に話し合いを進めるために、口頭による説明が難しい場合には、ご自身の意見を書面にして提出してください。その際に、資料などを添付することもできます。



## 5 調停で話し合いがつかない場合

相続人の範囲や遺産の範囲など、遺産分割の前提となる問題について、当事者それぞれの言い分があって話し合いで合意ができないケースでは、先に人事訴訟や民事訴訟で前提問題について、解決すべき場合があります。そうした場合には、いったん調停を取り下げてもらったり、「調停をしない」旨の決定をして調停を終了させたりする場合があります。この場合には、調停手続から審判手続へ移行することはありません。





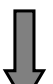


遺産の分割方法について、調停で話し合いがつかないときには、原則として審判という手続に移行し、家庭裁判所が分割方法を判断することになります。この場合、遺産の種類や性質を考慮しながら、どの遺産を誰がどのように取得するか、その他法定相続分とは異なる分け方をすべき事情の有無や程度等について厳密な審理が行われます。

また、審判による分割方法には限界があります（例えば、競売でしか分けられない場合など）から、相続人各自の生活状況や希望に沿えない結論にならないようにするためにはどうしても一定の合意をしなければならない場合があります。したがって、機会があればいつでも話し合いで解決する用意があるという気持ちを最後まで失わないように努めてください。

以上

## 遺産分割手続の流れについて（概ね①～⑥の順番で検討されます。）

※この表は調停期日が開かれる場合のものであります。

①	相続人の範囲 	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 通常は戸籍等で確認できます。</li> <li>◆ 戸籍の記載が真実の親子関係とは異なるとか、養子縁組や婚姻が無効だといった主張をする場合には、遺産分割の前に、別途、人事訴訟や家事調停等をして養子縁組や結婚の有効・無効を確定させるべき場合があります。</li> </ul>
②	遺言書の有無・効力 	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 遺言書があれば、これに従って遺産分割の協議をすることになります。ただし、相続人全員の合意があれば遺言の内容と異なる分割をすることができる場合もあります。</li> </ul> <p>なお、遺言書が遺言者の意思に基づいて作成されたものであるかどうか等、遺言書の効力につき意見が分かれた場合には、原則として、遺産分割の前に民事訴訟において遺言の有効・無効を確定させるべき場合があります。</p>
③	遺産の範囲 	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 被相続人の所有か、他の方の所有かについて争いがある場合、遺産分割の前に、民事訴訟により所有者を確定させる必要があります。</li> <li>◆ 貸金等の金銭債権は相続と同時に法定相続分で当然に分割されるものとして扱われるのが原則ですので、これを遺産分割の対象とするには相続人全員の同意が必要です。 (なお、遺産である預貯金は、遺産分割の対象となります。)</li> </ul>
④	遺産の評価 	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 不動産や非公開株式については、評価額の合意ができなければ、鑑定することになります。費用は相続人の方に負担していただくことになります。</li> </ul>
⑤	法定相続分を修正する要素の有無 	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各人の法定相続分は、寄与分（財産の維持・形成への貢献）や特別受益（遺産の前渡しの生前贈与・遺贈）により修正されることがあります。</li> <li>◆ 寄与や特別受益の事実は、争いがあれば、主張する側が立証する必要があります。</li> </ul>
⑥	具体的な分割方法 	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各人がそれぞれ現物を取得する方法、一部の相続人が現物を取得し、代わりにお金（代償金）を支払う方法、現物を売却して売買代金を分け合う方法等があります。</li> </ul>
⑦	調停成立	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 1人でも調停合意案に反対すれば調停はできません。 (ただし、事案によっては「調停に代わる審判」を行うこともあります。)</li> </ul>
	調停不成立  審判手続開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 審判手続では判断できる事項が限定されています。一定の事項については裁判官から相続人の間で合意することを勧めることがあります。</li> </ul>

## ～遺産分割調停に関するよくある質問～

### 申立てについて

Q1 相続人の中で、申立人と相手方どちらになるかで手続きに違いがありますか。

S S S S t ^^

Q2 相手方が複数人いるときに、申立先はどこの裁判所にしたらいいですか。

☒ ¥ S S S S S S S S t ^^ S S S t ^^

Q3 相手方が調停に応じる見込みはなく、話し合いにならないので調停ではなく審判の申立てをしたいのですが。

S S t S













































































